

## 所得区分 判定表

	所得の内容	判定
あ	アジア開発銀行債の利金（償還差益は雑所得、売却益は非課税）	利子所得
	アパート、貸家の賃貸所得（食事を供与する場合は、事業所得又は雑所得）	不動産
	成果報酬型のインターネット広告であるアフリエイト報酬	事業所得 雑所得
	アフリカ開発銀行債の利金（償還差益は雑所得、売却益は非課税）	利子所得
	アメリカの社会保障制度に基づき支払われる年金（令82の2②一、72②七）	雑所得
い	E-Ship（信託型従業員持株インセンティブプラン）により従業員等が受け取る分配金	給与所得
	ESOP（従業員持株制度）により従業員に自社株を交付した場合（退職した元従業員に交付した場合は退職所得）	給与所得
	ETF（上場投資信託）の売却益（配当金は配当所得）	分離株式
	EB債（他社株転換可能債）の売却益（償還差益は雑所得、利息は源泉分離）	非課税
	慰安旅行に参加できなかった従業員に支給した現金（その場合、慰安旅行に参加した従業員も同額が給与所得として課税される）（基通36-30）	給与所得
	雇用保険法に基づき支給される育児休業基本給付金（同法12）	非課税
	交通遺児育成基金から交付される育成給付金・特別給付金（法9①十五、十六、令30）（遺族一時金は相続税の対象）	非課税
	会社が従業員の死亡退職等により、その者の遺児に対して支給する遺児育英資金（法9①三、十六、令30、基通9-2、9-20）	非課税
	遺失物拾得者が遺失物の所有権を取得した場合や報労金を受け取った場合（基通34-1）	一時所得
	石綿による健康被害の救済に関する法律により支給される救済給付（同法29）	非課税
	老齢年金の受給資格を有する者の遺族が裁定請求を行った結果受け取る年金（受給権者の死亡日前に本来の支給期が到来している部分は受給権者の雑所得）（基通9-2(2)）	非課税
	確定拠出年金法等により支給される遺族給付金	非課税
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律により支給される遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金（同法18）	非課税
	厚生年金保険法等に基づき遺族・死亡に関して支給される遺族厚生年金、基金より死亡又は障害に起因して支給を受ける年金及び一時金、遺族基礎年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金（老齢厚生年金、老齢基礎年金、付加年金、基金から支給される老齢年金給付・年金は雑所得、脱退を支給事由とする一時金は退職所得）	非課税
	公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき遺族・葬祭等に関して支給される遺族給付、遺族補償費、遺族補償一時金、遺族補償、葬祭給付、葬祭料、葬祭補償	非課税
	労働基準法等に基づき遺族・葬祭等に関して支給される遺族補償、遺族補償給付、遺族給付、葬祭料、葬祭給付	非課税
	恩給法等により支給される一時恩給（傷病賜金又は傷病年金に併給されるものを含む）（法30①）	退職所得
う	保証期間付終身年金契約に係る保証期間部分の繰上請求による一時金（基通35-3）	雑所得
	年金の受給開始後において、将来の年金給付の総額に代えて厚生年金基金等から支払われる一時金（老齢給付金の一部について一時金による支給を選択した場合には一時所得）（基通31-1）	退職所得
	一時払養老保険の差益（保険期間5年超は一時所得）（措法41の10）	源泉分離
	収用補償金のうち交付の目的に従って支出した移転補償金（交付の目的に従って支出されなかった場合又は支出後に補償金が残った場合は一時所得）	非課税
	売買契約が解除された場合に受領する違約金（基通34-1）（業務に伴い受領するものは、事業所得又は不動産所得）	一時所得
	建物賃貸借契約の解約に伴い家主が受領する違約金（法26、令8）	不動産
	医療費を補てんする保険金等（令30一、基通9-21、73-8）	非課税
	季節労働者を雇用している会社が、雇用期間の終了時に季節労働者に支給する慰労金	給与所得
	無報酬で1年間働くことを条件に採用した者に対し、退職時に支給した慰労金	退職所得
	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律により支給される慰労金（同法29）	非課税
	雇用契約に基づき支給される結婚、出産等の祝金品等（社会通念上不相当と認められる場合は給与所得）（基通28-5）	課税不要
	新築や出産祝いなどの祝金品等（親族からの祝金品等で社会通念上不相当な額は贈与税）	非課税
	労使合意のみに基づき企業内退職金制度を廃止し、これまでの勤務期間に係る退職金相当額を制度廃止時に打切支給する金員	給与所得
	企業内退職金制度から引き続き勤務する使用人全員を企業型年金加入者として確定拠出年金制度へ移行することに伴い打切支給される退職手当等（基通30-2）	退職所得
え	労働基準法第81条の規定に基づく打切補償（法9①三、令20①二）	非課税
	貴金属などの売戻条件付売買の利益（法174六、措法41の10）	源泉分離
	FX（外国為替証拠金取引）の利益（海外の証券業者との直接相対取引は雑所得）	分離先物
	MRF、MMF、中期国債ファンドの分配金、償還、解約益（売却益は非課税）（法10、措法3、9の3、8の4）	源泉分離

## 所得区分 判定表

所得の内容		判定
え	営業権を譲渡した場合の所得 会社が永年勤続表彰に際し、従業員に対し限定された品目の中から選択させた記念品を支給する場合（基通36-21）	総合譲渡 課税不要
	エクスワライント債の譲渡益（措法37の15）	総合譲渡
	エコカー補助金、住宅エコポイント、家電エコポイント（業務用資産の購入により発生したものは、事業所得又は不動産所得）	一時所得
	冤罪被害により受領する補償金（令30）	非課税
お	オープン型証券投資信託（追加型）の分配金、償還・解約益、売却益（特別分配金は非課税）（法9①十一、令27）	源泉分離
	オプション取引の利益金	分離先物
	外貨転換特約付定期預金の預入に際して受領するオプション料	雑所得
	遺族に支給される遺族年金や恩給遺族年金（法9①三）	非課税
か	外貨建てMMFの分配金（売却益は非課税）	源泉分離
	外貨預金の利息（為替差益は雑所得）	源泉分離
	解雇処分による紛争解決金・和解金で、未支給期間に対応する給与相当部分（遅延利息相当分は雑所得、慰謝料のうち損害賠償金は非課税、慰謝料のうち損害賠償金以外は一時所得）	給与所得
	勤務先から予告なしに解雇される場合に受領する解雇予告手当（基通30-5）	退職所得
	ハローワークから支給される介護休業給付金	非課税
	公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき支給される介護給付	非課税
	労働者災害補償保険法に基づき介護等に関して支給される介護補償年金、介護給付	非課税
	介護保険法により支給される介護給付、予防給付、市町村特別給付（法26）	非課税
	外交大使の秘書が受領する給与（基通9-11、外交関係に関するウイーン条約34）	給与所得
	外国為替証拠金取引（FX）の利益	分離先物
	外国上場株式、外国ETFの売却益（措法37の10）	分離株式
	外国大使、公使及び外交官である大公使館員並びにこれらの配偶者が取得する各種所得（基通9-11）（これらの子の場合は課税）	非課税
	外国の宝くじの当選金	一時所得
	外国の不動産投資による分配金	不動産
	土地区画整理組合から受領する解散分配金	一時所得
	会社が社員に対し、勤務場所での着用を義務づけた会社のシンボルマーク入りスカーフの支給（法9①六、令21二、三、基通9-8）	非課税
	株主代表訴訟に敗訴した役員が会社役員賠償責任保険（D&O保険）の保険金を受け取った場合（法9①十七、令30）	非課税
	適格退職年金制度が廃止されることにより、引き続き勤務する従業員が勤務先から受領する適格退職年金契約の解除一時金（令72②）	一時所得
	電力会社の検針員が受領する解約慰労金	一時所得
く	中小企業倒産防止共済契約に基づき支給される解約手当金（中小企業倒産防止共済法2②）	事業所得
	扶養義務者から受ける学資金（勤務先からのものは給与所得、業務遂行上必要なものは非課税、採用内定者に対するものは雑所得）（法9①十五）	非課税
	国又は地方公共団体の各種委員会の委員が受領する謝金・手当等の報酬（委員会を設置した機関から他に支払われる給与、費用弁償の支給がなく、支給額が1万円以下の場合は課税不要）（基通28-7）	給与所得
	学術奨励金（法9①十三）	非課税
	貸株サービスにより受領する貸株料	雑所得
	貸付金の利息（事業の取引先・従業員への貸付けの場合、事業所得）	雑所得
	貸間の賃貸所得（食事を供与する場合は、事業所得又は雑所得）	不動産
	仮想株式（ファンタム・ストック）により受領するキャピタルゲイン	給与所得
	健康保険法等に基づき家族に関して支給される家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金、家族弔慰金	非課税
	学校債の利息（基通35-1）	雑所得
	カバードワラント取引による決済差金	分離先物
	過払金請求による返還金（還付金に付された利息は雑所得）	非課税
	株価指数先物取引（オプション取引）の利益金	分離先物
	証券会社で譲渡した上場株式の利益（措法37の10）（源泉徴収口座の場合は申告不要）	分離株式
	上場していない株式の譲渡益（措法37の10）	分離株式
	株式指數先物取引の譲渡益	分離先物
	株式累積投資の売却益（配当金は配当所得）	分離株式

### 所得区分 判定表

### 所得区分 判定表

## 所得区分 判定表

所得の内容		判定
こ	弁護士が顧問契約を解除されるに当たり、長年の慰労の意味を込めて支払われた特別の <b>顧問料</b> （法28、204①二）	事業所得
	雇用保険法に基づき <b>雇用継続給付</b> として支給される高年齢雇用継続給付、育児休業給付金、介護休業給付金	非課税
	雇用保険法に基づき支給される <b>雇用調整助成金</b>	事業所得
	<b>ゴルフ会員権の譲渡益</b> （基通33-6の2、3）	総合譲渡
さ	<b>災害義援金</b> （基通9-23）	非課税
	独立行政法人日本スポーツ振興センター法により支給を受ける <b>災害共済給付</b> （同法34）	非課税
	<b>災害死亡保険金</b> （交通事故等により死亡した場合、事故等から死亡までの生存中の高度障害保険事故請求をしても、死亡による保険金を請求したこととなり非課税とはならない。保険料負担者及び受取人が同一の場合）	一時所得
	国家公務員共済組合法等により <b>災害・傷病・葬祭等</b> に関する支給される休業手当金、災害見舞金、付加金（災害等以外の事由により支給を受ける休業手当金は、一時所得又は雑所得）	非課税
	災害弔慰金の支給等に関する法律により支給される <b>災害弔慰金、災害障害見舞金</b> （同法6、9）	非課税
	国外で勤務する者がその勤務により受ける <b>在外手当金</b> （法9①七）	非課税
	売掛金を <b>債権買取業者</b> に譲渡した場合	事業所得 雑所得
	勤労者 <b>財産形成住宅（年金）貯蓄</b> の利子（措法4の2、4の3）	非課税
	離婚に伴い <b>財産分与</b> を受けた財産（財産分与として資産を分与した者は総合譲渡）	非課税
	金融機関と締結した <b>債務返済支援保険</b> により受領する保険金	非課税
	法人から <b>債務免除</b> を受けた場合の利益（基通34-1(5)）（取引に関連して生じた買掛金等の免除は事業所得又は雑所得、資力を喪失して弁済できない場合は課税不要）	一時所得
	緊急人材育成支援事業による訓練・支援資金融資の <b>債務免除益</b>	一時所得
	<b>採用内定取消</b> に伴う一時金	一時所得
し	<b>差金決済取引（CFD）</b> の利益	分離先物
	<b>サッカーカーくじ</b> の払戻金	非課税
	会社が診療機材を用意し、会社の事務室で医師に <b>産業医</b> として従業員の健康診断を行わせる対価として支払う金品（医師が自己的診療所を使用し行う場合は事業所得）	給与所得
	収用等に伴い取得する <b>残地補償金</b>	譲渡分離
	<b>山林</b> （立木）の伐採・譲渡による所得（基通35-2、32-1）（山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合は、事業所得又は雑所得）	山林所得
	製材業者が自ら植林して育成した <b>山林</b> を伐採し、製材して販売する所得（植林又は幼齢林の取得から伐採までの所得を山林所得とし、製材から販売までの所得を事業所得とすることも可）（基通23～35共-12）	事業所得
	<b>山林</b> をその生立する土地とともに譲渡した場合の山林（立木）から生じる所得（土地の対価部分は分離譲渡）（法32①、基通32-2）	山林所得
	<b>CFD</b> （差金決済取引）の利益	分離先物
	<b>CB</b> （転換社債）の譲渡益（措法37の10）（利金は源泉分離）	分離株式
	<b>時間貸し駐車場</b> の利益（基通27-2）	事業所得 雑所得
	内閣府が実施する地域社会雇用創造事業の一環として支給される <b>事業化支援金</b>	雑所得
	組合の事業に従事する組合員が受けける <b>事業分量配当金</b> で事業に関するもの（基通23～35共-5）（組合員等の貯金業務に係る剩余金は利子所得、不動産貸付けによるものは不動産所得）	事業所得
	<b>事業用資産</b> （車両等）の売却益（法33）（1年未満、10万円未満、一括償却資産の対象としたものの売却は事業所得）	総合譲渡
	<b>事業用預金</b> の利息（取引先または使用人に対する貸付金の利子は事業所得（基通27-5））	源泉分離
そ	<b>時効</b> の援用をして取得した資産	一時所得
	企業内共済組合から支給される <b>私傷病共済金</b> （令30、基通9-22）	非課税
	海外出張に際して勤務先から受給する <b>支度金</b> （その旅行について通常必要と認められる範囲外の場合は給与所得）（法9①四、基通9-3）	非課税
	給与所得者が入社に際して受ける <b>支度金</b>	雑所得
	雇用保険法に基づき支給される <b>失業手当</b> （基本手当）、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金	非課税
	<b>失念株に係る配当金</b> を受領した場合	雑所得
	<b>自転車くじ</b> （チャリロト）の当選金	一時所得
	児童手当法により支給される <b>児童手当</b> （法16）	非課税
	<b>児童福祉法</b> 第57条の5により支給される金品（同法により小規模住居型児童養育事業を行う者等に対し都道府県から支弁される措置費等は事業所得）	非課税
	児童扶養手当法により支給される <b>児童扶養手当</b> （同法25）	非課税

## 所得区分 判定表

所 得 の 内 容		判 定
し	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき支給される児童補償手当	非課税
	任意共済団体から受ける死亡一時金	一時所得
	確定拠出年金法等により支給される死亡一時金	相続税
	独立行政法人農業者年金基金法により支給を受ける死亡一時金（農業者老齢年金、特例付加年金、経営者移譲年金は公的年金の雑所得、上記以外の一時金は退職所得）	非課税
	役員及び従業員が、死亡後3年以内に支給される死亡退職金（法9①十六）（3年経過後に相続人が取得するものは一時所得）	相続税
	死亡弔慰金（業務上の死亡については普通給与の3年分、業務外の死亡の場合は普通給与の半年分を超えるものは、死亡退職金に該当し、相続財産とみなされる。）	非課税
	受取人が保険料支払者の場合の死亡保険金（保険受取人と保険料支払が異なる場合は贈与税）（措法5①）	一時所得
	死亡した者が保険料を支払っていた場合の死亡保険金（措法3）	相続税
	私募株式投資信託の分配金（売却益は分離株式）	配当所得
	私募公社債等運用投資信託の分配金・解約差金・償還差益（売却益は非課税）	源泉分離
	私募非公社債等投資信託の分配金・解約差金・償還差益（売却益は非課税）	源泉分離
	借地権の更新に係る更新料及び借地権者の変更に伴い受領する名義書換料（時価の2分の1を超える場合は分離譲渡）（基通26-6）	不動産
	競輪の車券の払戻金（基通34-1）	一時所得
	職務の遂行上やむを得ない必要に基づき勤務先から指定された場所に居住する従業員が、その指定する場所に居住するために無償で貸与を受けた社宅に係る経済的利益（法9①六、令21四）	非課税
	定年退職後も、次の住宅が確保できるまで無償で会社から借りられる社宅の経済的利益（基通36-45）	雑所得
	借家権を売買した所得（立退料であれば一時所得）（法33）	総合譲渡
	社内提案制度に基づき、事務又は作業の合理化等に寄与する工夫、考案をしたことにより受領する表彰金（その工夫、考案がその者の通常の職務の範囲内の行為である場合は給与所得）（基通23～35共-1）	一時所得
	従業員が受領する社内預金の利息（役員が受領する場合は、雑所得）	源泉分離
	砂利等を採取させたことによる所得（地下採掘権を譲り受けている場合は、事業所得又は雑所得）	総合譲渡
	収用補償金のうち事業上の収入の補てんに充てるものとして交付を受ける収益補償金	不動産 事業所得 雑所得
	雇用保険法に基づき就職促進給付として支給される就業促進手当、移送費、広域求職活動費	非課税
	船員の雇用の促進に関する特別措置法により支給される就職促進給付金（事業主に対して支給するものを除く）（同法5）	非課税
	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法により受給する就職促進手当、技能就職手当、移転費、その他の給付金（事業主が受給するものは事業所得）（同法9）	非課税
	就職チャレンジ支援事業により支給される受講奨励金	雑所得
	地方公共団体から支給される住宅建設資金利子補給金	雑所得
	特別住宅債券の償還差益（法224④⑤、令339の2）	雑所得
	住宅手当緊急特別措置事業により支給される支給金	雑所得
	宿日直手当が固定部分の5,000円と役職によりスライド支給される比例部分がある場合の比例部分の金額（固定部分のうち4,000円までは非課税）（基通28-1）	給与所得
	健康保険法等に基づき出産等に関して支給される出産手当金、出産育児一時金、育児休業手当金	非課税
	厚生年金保険法等に基づき障害に関して支給される障害厚生年金、障害手当金、障害基礎年金（老齢厚生年金、老齢基礎年金、付加年金、基金から支給される老齢年金給付・年金は雑所得、脱退を支給事由とする一時金は退職所得）	非課税
	確定拠出年金法等により支給される障害給付金	非課税
	障害者年金	非課税
	労働基準法等に基づき障害等に関して支給される障害補償、障害補償給付	非課税
	公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき障害等に関して支給される療養の給付、障害補償費、遺族補償費	非課税
	国家公務員共済組合法等により公務障害等に関して支給される障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金、公務障害年金、遺族一時金及び遺族年金（退職共済年金は雑所得、上記以外の一時金は退職所得）	非課税
	労働者災害補償保険法により支給される障害特別支給金（同法23）	非課税
	労働基準法第77条の規定に基づく障害補償（法9①、令20）	非課税
	保険代理業を行う法人が、保険の未加入者を紹介することのみを、家庭の主婦に依頼して支払う紹介料（法204）	雑所得
	准看護師の資格を取得するために勤務先である病院から支給される奨学金（法9①十四、基通9-15）	課税不要

## 所得区分 判定表

所 得 の 内 容		判 定
し	少額重要資産の譲渡（令81）（事業の用に供された後において反復継続して譲渡することが通常であるものは事業所得（基通33-1の2））	総合譲渡
	広域行政事務組合が行う医師確保奨学金の償還免除益（法9①十五）	非課税
	懸賞の賞金品（基通34-1）	一時所得
	自社製品拡張推進のため、関連会社従業員を含めた全従業員を対象に、自社製品を購入した人を対象に抽選で付与する賞金品（一般消費者を対象とする場合は一時所得）	雑所得
	線下補償金等の上空使用料	不動産
	電力会社と送電線路架設保持に関する契約を結び、一括して受領する上空使用料（法26①）	不動産
	証券投資信託の普通分配金（解約、償還、売却益は分離株式）（特別分配金は非課税）	配当所得
	上場投資信託の売却益（配当金は配当所得）	分離株式
	資産を譲渡担保した場合（一定の条件を満たせば非課税）（基通33-2）	譲渡所得
	証人等の被害についての給付に関する法律により支給を受ける療養給付、傷病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付、休業給付（同法11）	非課税
	恩給法等により支給される傷病賜金（法9①三、令20）	非課税
	労働者災害補償保険法に基づき傷病等に関して支給される傷病補償年金、傷病年金	非課税
	商品先物取引の利益金	分離先物
	賞与の金銭支給に代えて支給された自社経営のゴルフ場で使用できるゴルフプレー権（譲渡可能）	給与所得
	法人や農業協同組合等から受ける剰余金の分配（法24）	配当所得
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律により支給を受ける職業訓練受講給付金（同法10）	非課税
	雇用対策法に基づき受給する職業転換給付金（事業主が受給するものは事業所得）（同法22）	非課税
	勤務先が支給する食事について、従業員等が食事の価額（社内調理の場合は直接材料費、購入の場合は購入価額）の50%相当額以上を負担しており、かつ勤務先の負担が月額3,500円以下の場合（基通36-38、36-38の2）（上記以外は勤務先が負担した全額が給与所得）	課税不要
	勤務先が残業又は宿直若しくは日直をした者に対して、これらの勤務をすることにより支給する食事（基通36-24）	課税不要
	役員又は従業員が自己の職務に関連して取引先等からの贈与等により取得する金品（基通35-1）	雑所得
	船員法80条により支給される食料の支給（法9六、令21一）	非課税
	損害保険契約に基づき当該被保険者が支払を受ける所得補償保険金（基通9-22）	非課税
	身体の傷害に基因して支払を受ける所得補償保険金（基通9-22）	非課税
す	障害者自立支援法により支給を受ける自立支援給付（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費の支給）（同法14）	非課税
	母子及び寡婦福祉法により支給される自立支援教育訓練給付金（常用雇用転換奨励給付金は事業所得となり、高等職業訓練促進給付金（平成21年6月以降に支給されたもの）及び高等職業訓練終了支援給付金は雑所得）	非課税
	雇用保険法に基づき支給される自立就業支援助成金（高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金）	事業所得
	シルバー人材センターから受領する報酬	事業所得 雑所得
	人格のない社団等の構成員が受けける収益の分配金（基通35-1）	雑所得
	人格のない社団等の解散により受けける清算分配金又は持分の払戻金（基通34-1）	一時所得
	権利行使期間が退職した日の翌日から一定期間内に限定されている新株予約権の権利行使益（基通23～35共-6）	退職所得
	新卒者就職応援プロジェクト技能修習支援助成金	雑所得
	新聞販売権の譲渡による所得	総合譲渡
	医師の診療報酬（派遣医が支払いを受ける診療報酬は給与所得）	事業所得
せ	内閣府が実施する地域社会雇用創造事業の一環として支給されるスタートアップ支援金	一時所得
	被相続人に付与されたストックオプションを相続人が権利行使した場合（一定期間内に一括して行使することが条件とされている場合）	一時所得
	勤務先から交付されるストックオプション（法28）（一定の条件を満たせば非課税）（措法29-2）	給与所得
	ストリップス債の売却益（償還差益については雑所得）（措法37の16）	総合譲渡
	スポーツ振興投票券の払戻金	非課税
	F X取引のスワップポイント（金利）	分離先物
	生活保護法により支給される保護金品（同法57）	非課税
	生活用動産の売却収入（貴金属や書画骨董などの生活に必要でない資産の売却収入は総合譲渡）	非課税

所得区分 判定表

所 得 の 内 容		判 定
せ	制限株式ユニット (Restricted Stock Unit) に係る株式買取請求権の行使利益 人格のない社団等の解散により受ける清算分配金 (基通34-1) 収用補償金のうち対価補償金の実質を有しない精神的補償など 疾病に起因して受領する生前給付金 (基通9-21) リビング・ニーズ特約による生前給付金 (法9①)	給与所得 一時所得 非課税 非課税 非課税
	事業主が従業員に掛けている生存給付金付養老保険の生存給付金及び満期保険金 (基通34-1)	事業所得
	勤務先が職務の性質上制服の着用を要する人に支給又は貸与した制服その他の身の回り品、作業服、事務服に係る経済的利益 (私服としても着用できる背広を制服として支給する場合は給与所得) (法9①六、令21二、三、基通9-8)	非課税
	税理士職業賠償責任保険に基づく保険金を損害賠償として関与先である顧客が受け取った場合 (令30二)	非課税
	世界銀行債の利金 (償還差益は雑所得、売却益は非課税)	利子所得
	広告等の設置料 (基通26-5)	不動産
	ゼロクーポン債の売却益 (償還差益については雑所得) (措法37の16)	総合譲渡
	専従者給与 (法57④)	給与所得
	固定資産税の前納報奨金 (事業用固定資産に係る報奨金は事業所得)	一時所得
	船舶の貸付 (総トン数20トン未満の船舶の貸付けによる所得は、事業所得又は雑所得) (基通26-1)	不動産
	出向期間終了時に退職金とは別に支払う出向餞別金 (法30、基通30-1)	退職所得
そ	恩給法等により支給される増加恩給 (併給される普通恩給を含む) (法9①三、令20)	非課税
	財団法人高年齢者雇用開発協会が支給する早期再就職支援金	一時所得
	相互保険会社の基金に係る利息 (法24①)	配当所得
	家族の死亡に伴い受け取る葬祭費 (埋葬料) ・香典	非課税
	警察庁から支給される捜査特別報奨金	一時所得
	心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得する損害賠償金や保険金 (法9①) (棚卸資産の損害に対するものは事業所得)	非課税
	税理士職業賠償責任保険に基づく保険金を損害賠償金として関与先である顧客が受け取った場合 (令30)	非課税
	勤務先が従業員の行為に基因する損害賠償金を負担した際の経済的利益で、その行為が業務関連でかつ故意・重過失でない場合 (その行為が業務関連以外の場合は給与所得、その負担した金額のうち、その使用人の支払能力から使用者がやむを得ず負担した部分は非課税) (基通36-33)	非課税
た	収用補償金のうち対価補償金 (課税の特例あり)	分離譲渡 山林所得
	国等の収用に伴い受ける収用補償金のうち対価補償金 (経費補償金、収益補償金は事業所得又は不動産所得) (基通33-8、33-9)	譲渡所得
	不動産を代償分割として交付した場合 (基通33-1の5)	分離譲渡
	確定拠出年金法等に基づき老齢給付金として支給される退職に基因する一時金 (上記以外の一時金は雑所得)	退職所得
	確定拠出年金法等に基づき脱退一時金として支給される退職に基因する一時金 (上記以外の一時金は一時所得)	退職所得
	企業の財政状況の悪化等により、企業内退職金制度を廃止し、これまでの勤務期間に係る退職金相当額を、引き続き勤務する従業員に支払う一時金	退職所得
	会社が特別清算開始の命令を受けたため、役員が未払いとなっている退職金の受領を辞退した場合 (会社に支払い能力がある場合は退職所得として源泉徴収する) (基通181～223共-2)	課税不要
	退職給与規程を廃止して退職金前払制度へ移行するに際し、移行日前の過去勤務期間に係る退職金相当額について打切支給する金員	給与所得
	退職時に支給する退職金相当額を在職中の給与に上乗せして支給する退職金前払制度により支給される退職金相当額	給与所得
	町村合併に際し、引き継がれる職員に支給される退職手当金 (退職所得の算定に当たり、被合併町村の勤務期間を除外して計算することが明らかにされている場合は退職所得)	給与所得
	個人型の確定拠出年金制度に全員が加入することとなったため、企業内退職金制度を廃止し、引き続き勤務する従業員に支払う退職手当等	給与所得
	取締役を退任して執行役員に就任した場合に打切支給される退職手当等	退職所得
	勤務先の共済会等から支給された退職見舞金 (当該団体が実質は会社と同等である場合は退職所得)	一時所得
	自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入 (賃貸アパートに設置した場合は不動産所得、自宅兼店舗に設置した場合は事業所得) (平成24年7月1日以降は全量買取制度が開始したが、その場合の所得区分は事業所得又は雑所得)	雑所得
	国等から、非業務用として使用する太陽光発電に対して受領する補助金 (法36、42) (事業所得者が業務用に使用するものに対して受領する場合には事業所得) (どちらの場合も「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付すれば総収入金額不算入)	一時所得

## 所得区分 判定表

所 得 の 内 容		判 定
た	宝くじの当選金（当選金付証票法13）（外国の宝くじは一時所得） 勤務時間が深夜に及んだ場合に会社が支給するタクシーの利用料金負担額（法9①五、令20の2） 個人タクシーを廃業することに伴い、その営業権を譲渡する場合の所得 <b>宅地債券</b> や特別住宅債券などの割引債の償還差益 独立行政法人都市再生機構が発行する <b>宅地債権の償還差益</b> 他社株転換可能債の売却益（償還差益は雑所得、利息は源泉分離） 会社都合により社宅を売却することから、入居している従業員に支払われる <b>立退料</b> （基通34-1(7)) 貸家人から受ける <b>立退料</b> （基通34-1)（休業補償部分は事業所得） <b>建物更生共済</b> の満期返戻金	非課税 課税不要 総合譲渡 雑所得 雑所得 非課税 一時所得 一時所得 一時所得
ち	年金記録の回復に伴い年金が支給される場合の <b>遅延加算金</b> <b>地方債の売却益</b> （利子は源泉分離課税）（法23①、措法37の15) MR F、中期国債ファンドの利金 駐車場、駐輪場の使用料（時間貸しの場合は雑所得又は事業所得） 従業員のマイカー通勤者のために、会社が借り上げた近くの <b>駐車場を無料で使用</b> させる場合の経済的利益（基通36-15、36-29) 雇用保険法に基づき支給される <b>中小企業緊急雇用安定助成金</b> 過去に遡及して支払いを受ける <b>超過勤務手当</b> （遅延利息を受領する場合は雑所得）（基通36-9) 労働者災害補償保険法により支給される <b>長期傷病特別支給金</b> （同法23) <b>長寿者報奨金条例</b> に基づき支給される給付金（法34)	非課税 非課税 源泉分離 不動産 課税不要 事業所得 給与所得 非課税 一時所得
つ	代表取締役がタクシーにより通勤している場合の <b>通勤手当</b> （令20の2) 歩歩通勤者に支給する <b>通勤手当</b> <b>通勤手当</b> （通常の給与に加算されて支給される合理的な運賃等の部分。合理的な運賃等を超える部分は給与所得）（法9①五、令20の2) 会社の金品を使い込んでいた社員に金品等の返還を求める場合 <b>積立型旅行クーポン</b> による利益（分割前払）（法35、36) 旅行会社やデパートなどで毎月一定額を積み立てた場合、 <b>積立金額</b> 以上のクーポン券や商品引換券として受けける経済的利益	給与所得 給与所得 非課税 給与所得 雑所得 一時所得
て	<b>ディープディスカウント債</b> の売却益（償還差益については雑所得）（措法37の16) <b>定期積金</b> の給付補填金 勤務先が、全社員とその家族（配偶者と子）を被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族とする <b>定期保険契約</b> を結んだ場合の経済的利益（被保険者を役員又は特定の従業員としている場合は給与所得）（基通36-31の2) <b>抵当証券</b> の利息（売買による所得は雑所得） 会社が、従業員の <b>定年退職後</b> の生活の一助とするための制度を設け、それに係る費用の全額を負担している場合（当該支給認定日が退職の日以前である場合は給与所得）（基通9-15、36-15) <b>手形割引</b> による割引料 企業が <b>適格退職年金制度</b> を廃止することにより、引き続き勤務する従業員に対して支払われる適格退職年金契約の解除一時金（令72②) 売買契約が解除された場合に取得する <b>手付金</b> （基通34-1)（業務に関連する場合は、当該業務の収入金額) <b>デファードペイメント債</b> の売却益（償還差益については雑所得）（措法37の16) <b>転換社債型新株予約権付社債（C B）の譲渡益</b> （利子は源泉分離、償還差益は雑所得) 就職に伴う <b>転居のための旅行の費用</b> として支払いを受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超える部分（基通35-1) 会社が従業員の <b>転勤</b> に伴い従業員に支払う引越費用（会社が借家のための権利金、仲介手数料を負担した場合は給与所得）（基通9-3)	総合譲渡 源泉分離 課税不要 源泉分離 事業所得 一時所得 一時所得 総合譲渡 分離株式 雑所得 非課税
と	<b>東京都心身障害者扶養年金制度</b> の廃止に伴い一括で支給される金銭（分割支給の場合は雑所得、清算金は一時所得) <b>当座預金</b> の利子 福引の <b>当選金品</b> （基通34-1) 雇用保険法に基づき支給される <b>特定求職者雇用開発助成金</b> （特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金) <b>特定退職金共済制度</b> に基づき支給される年金（退職に因する一時金は退職所得) <b>特定目的信託</b> （社債的受益権）の配当金 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法により支給される <b>特別給付金</b> （同法9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき受給する <b>特別児童扶養手当</b> （同法16) 特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき受給する <b>特別障害給付金</b> （同法24) 戦没者等の遺族、妻、父母等が受領する <b>特別弔慰金、特別給付金</b>	一時所得 非課税 一時所得 事業所得 源泉分離 非課税 非課税 非課税 非課税

## 所得区分 判定表

所 得 の 内 容		判 定
と	早期退職優遇制度に基づき支給を受ける <b>特別年金</b> （退職一時金の特別加算額は退職所得、また当該制度の一環として支給される転身助成金で退職前に支給されるものは給与所得、退職後に支給されるものは雑所得）	雑所得
	証券投資信託の <b>特別分配金</b> （普通分配金は配当所得）	非課税
	土地に <b>土砂</b> を捨てさせることにより受領する補償金（土地使用に当たらないものは雑所得）	不動産
	<b>土砂</b> を売った場合（基通33-6の5）	総合譲渡
	<b>土地信託</b> （賃貸方式）の配当金（処分型土地信託は分離譲渡所得）	不動産
	<b>土地信託受益権</b> を譲渡した場合	分離譲渡
	toto（サッカーカード）の払戻金	非課税
	<b>トランクルーム</b> の収入（レンタル収納スペースは不動産所得）	事業所得
	日経225先物や日経225miniで生じた利益	分離先物
	更地に対して受領した <b>日照補償</b> （法9①十六、34、令30）	一時所得
に	労働組合が専従者以外の組合員に組合大会等への出席のために支払う <b>日当等</b> （基通23～35共-2）	雑所得
	<b>日本学士院賞、日本芸術院賞</b> （恩賜賞）（法9①十三）	非課税
	健康保険法等に基づき <b>入院・療養等</b> に関して支給される療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金、介護休業手当金	非課税
	役員又は従業員が個人会員として社交団体に入会した場合の <b>入会金、経常会費</b> の費用を使用者が負担することにより受ける経済的利益（法人会員制度がないため個人会員として入会させたもので業務上の必要があるもの及びロータリークラブ及びライオンズクラブに対するものは非課税（その者が負担すべきものは給与所得））（基通36-35、36-35の2）	給与所得
	<b>人間ドック</b> の健診料を勤務先が負担する場合の経済的利益（健診の対象を特定の者に限定する場合、受診内容・費用が通常必要と認められる範囲外の場合及び使用人の配偶者の費用を負担する場合は給与所得）	非課税
	税務調査により <b>認定賞与</b> とされた金額（法28）	給与所得
	会社が従業員に対する <b>値引販売</b> に代えて、従業員が自社の商品を現金正価により購入した後に、一定の値引率（通常他に販売する価格の30%以下）に基づいて値引相当額を交付する金銭（基通36-23）	課税不要
	文化功労者年金法により受ける <b>年金</b> （法9①十三）	非課税
	公的年金等以外の <b>年金</b> （私的年金）（法35）	雑所得
	公的年金等に係る <b>年金</b> （法35）（障害者年金、遺族年金や恩給遺族年金は非課税）	雑所得
の	退職後当該使用者であった者から支給される <b>年金</b> （基通35-5）	雑所得
	独立行政法人農業者年金基金から支給を受ける <b>農業者老齢年金</b> （一時金で受領する場合は退職所得）（法31、35③一）	雑所得
	農事組合法人から支払を受ける従事分量配当金（令62）（農業協同組合の出資に対する剰余金の配当は配当所得）	事業所得
	<b>納稅準備資金</b> の利子（措法5）	非課税
は	人格なき社団から受領する <b>配当金</b>	雑所得
	失念株に係る <b>配当金</b> を受領した場合	雑所得
	株式の <b>配当金</b> （法24）	配当所得
	派遣医が支払いを受ける診療報酬（基通28-9の3）	給与所得
	馬主が受ける競走馬の賞金（一定の要件に該当する場合は事業所得）	雑所得
	競馬の馬券、競輪の車券、競艇の船券の <b>払戻金</b> （基通34-1）	一時所得
	ハローワークから支給される職業訓練受講給付金（訓練生活支援給付金は雑所得）	非課税
	観光地等における <b>パンガロー等</b> で季節の終了とともに解体、移設、又は格納できる簡易な施設の貸し付けによる所得（基通27-3）	事業所得 雑所得
	給与所得者が入社に際して受ける <b>引抜料</b>	雑所得
	被災者生活再建支援法により支給される <b>被災者生活再建支援金</b> （同法21）	非課税
ふ	CFD取引の <b>ファンディングコスト</b> （ポジションを保有するために発生する金利）	分離先物
	賃金等を支払わなかった使用者に対して労働基準法第114条の規定により裁判所が支払いを命じる未払金と同額の <b>附加金</b>	一時所得
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により支給を受ける <b>副作用救済給付、感染救済給付</b> （同法36②）	非課税
	遺族が受け取る <b>福祉保険の保険金</b> （法9①十六）	相続税
	福利の当選金品（基通34-1）	一時所得
	恩給法等により支給される <b>扶助料</b> （遺族の受ける恩給）（法9①三、令20）	非課税
	恩給法等により支給される <b>普通恩給</b> （傷病賜金又は傷病年金に併給されるものを含む）（法35③二）	雑所得
	相続財産を <b>物納</b> した場合（許可限度額を超えた部分は譲渡所得）	非課税
	<b>不動産投資信託</b> （リート）の分配金（譲渡益は分離株式）	配当所得

### 所得区分 判定表

所得区分 判定表

	所 得 の 内 容	判 定
よ	予防接種法に基づき <b>予防接種</b> を原因とする健康被害救済のために支給される金銭（同法17）	非課税
ら	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律により支給された <b>拉致被害者等給付金・滞在援助金</b> （同法13）	非課税
り	<b>リート</b> （不動産投資信託）の分配金（譲渡益は株式分離課税）	配当所得
	<b>離婚</b> に伴う財産分与や慰謝料	非課税
	勤務先法人とは独立した別法人と認められる従業員共済会から、その構成員が受ける <b>利子補給金</b> （基通2-8、2-9）	雑所得
	金融機関に預け入れた預金の <b>利息</b>	源泉分離
	<b>リビング・ニーズ</b> 特約による生前給付金（基通9-21）	非課税
	役員又は従業員が取引先から受け取る <b>リベート</b> （基通35-18(12)）	雑所得
	公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき <b>療養・傷病等</b> に関して支給される療養給付、療養の給付及び療養費、療養手当、療養補償、傷病給付、傷病補償年金	非課税
	労働基準法等に基づき <b>療養等</b> に関して支給される療養の給付若しくは費用、療養補償給付	非課税
	地方公共団体から支給される環境緑地に係る <b>緑地奨励金</b> （農業緑地に係るものは事業所得）	雑所得
	製薬会社の従業員が <b>臨床試験</b> （開発中の医薬品の投与等）を受け、その対価として給与以外に受領する報酬（法35）	雑所得
る	<b>りいとう</b> （株式累積投資）の売却益（配当金は配当所得）	分離株式
れ	勤務先が役員又は従業員の <b>レクレーション</b> のために社会通念上相当な会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担した場合の経済的利益（参加しなかった者に対し金銭を支給する場合、役員の費用だけを負担する場合は給与所得）（基通36-30）	課税不要
ろ	<b>レンタル収納スペース</b> の賃料（トランクルームは事業所得）	不動産
わ	雇用保険法に基づき事業主に支給される <b>労働移転支援助成金</b> （求職活動等支援給付金、再就職支援給付金）	事業所得
	<b>割引国債、割引金融債</b> の売却益（償還差益は雑所得）	非課税
	<b>割引債</b> の償還差金（措法41の12）（売却益は非課税）	源泉分離

不動産・・・不動産所得

源泉分離・・・源泉分離課税

総合譲渡・・・総合譲渡所得

分離譲渡・・・分離課税の譲渡所得

分離株式・・・株式等に係る譲渡所得

分離先物・・・先物取引に係る雑所得

課税不要・・・課税しなくて差し支えない